**美濃市子ども・子育て支援事業計画**

**（第２次）**

**計画素案**

令和２年2月５日版

**目　次**

**第Ⅰ章　計画策定にあたって**

　１　計画策定の背景 1

　２　計画の位置づけ 2

　３　計画の期間 3

　４　計画の策定体制 3

**第Ⅱ章　子ども・子育て家庭をとりまく現状**

　１　子どもをとりまく現状 7

　２　ニーズ調査にみる市の現状 11

　３　子ども数の推移 18

　４　子ども・子育て支援事業の現状 19

　５　子ども・子育て家庭の現状と課題 24

**第Ⅲ章　計画の基本的な考え方**

　１　計画の基本理念 29

　２　計画の基本目標と体系 30

　３　教育・保育の提供区域 32

**第Ⅳ章　子ども・子育て支援施策の方向性**

　１　子育てしやすい美濃市をつくる 35

　２　子どもの権利が守られる美濃市をつくる 37

**第Ⅴ章　各事業の量の見込みと確保方策**

　１　教育・保育の量の見込みの算出方法 41

　　１－１　量の見込みの算出方法 41

　　１－２　家庭類型 42

　　１－３　認定区分 43

　　１－４　子ども数の将来推計 44

　２　教育・保育の量の見込みと確保方策 45

　　２－１　教育・保育量（平日日中の教育・保育） 45

　３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 47

　　３－１　時間外保育事業 47

　　３－２　放課後児童健全育成事業 47

　　３－３　子育て短期支援事業（ショートステイ） 48

　　３－４　地域子育て支援拠点事業 48

　　３－５　一時預かり事業（幼稚園） 49

　　３－６　一時預かり事業（幼稚園以外） 49

　　３－７　病児・病後児保育事業 50

　　３－８　子育て援助活動支援事業

（ファミリー・サポート・センター事業） 50

　　３－９　利用者支援事業 51

　　３－10　妊婦に対する健康診査 51

　　３－11　乳児家庭全戸訪問事業 52

　　３－12　養育支援訪問事業 52

　　３－13　実費徴収に係る補足給付を行う事業 53

　４　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 53

**第Ⅵ章　計画の推進に向けて**

　１　計画の推進体制 57

　２　計画の進行管理 57

　３　計画の点検・評価 57

**第Ⅰ章**

**計画策定にあたって**

第Ⅰ章　計画策定にあたって

# １　計画策定の背景

2012年（平成24年）8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく現在の子ども・子育て支援制度は、2015年（平成27年）の開始から５年が経過します。本市では、2015年３月に「美濃市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多様な子ども・子育て支援事業を進めてきました。

子ども・子育て支援事業計画では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす視点を核とし、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援が必要な子どもやその家族の状況を踏まえた支援、核家族化や共働き家庭の増加などの家庭環境の変化を踏まえた支援などを充実していくこと等が求められています。子どもの最善の利益とは、子どもの健全な発達に他なりません。本市で生まれ、本市で育った子どもたちが元気に成長し、自立した個人として将来の社会を担うことができるよう、その成長を支えていくことが、この計画のめざすところです。そのためには、保護者をはじめ、家庭、地域、学校など、子どもをとりまく社会全体が子ども・子育て支援の重要性に関心をもって協働し、それぞれの役割を果たすことができる社会をめざすことが重要です。特に、子育て中の親の不安や孤立感の軽減への支援、幼児期における愛着形成など子育てに必要な知識を身に付けるための支援など、地域や社会が保護者に寄り添い支援していくことが今後ますます重要となってきます。

本計画は、以上のような考え方を踏まえ、2020年（令和２年）からの５か年における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保策を記載し、本市の子ども・子育て支援のさらなる充実をめざしていく計画として策定しています。

第Ⅰ章　計画策定にあたって

**２　計画の位置づけ**

この計画は、子ども・子育て支援法第２条の基本理念を踏まえ、同法第61条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

この計画は、「美濃市総合計画」を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を勘案して策定するものです。

**【子ども・子育て支援法の基本理念】**

１　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

２　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第Ⅰ章　計画策定にあたって

**３　計画の期間**

この計画の期間は、2020年度（令和２年度）から2024年度（令和６年度）までの５年間とします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成27(2015)年度 | 平成28(2016)年度 | 平成29(2017)年度 | 平成30(2018)年度 | 令和元(2019)年度 | 令和２(2020)年度 | 令和３(2021)年度 | 令和４(2022)年度 | 令和５(2023)年度 | 令和６(2024)年度 |  |
| **美濃市子ども・子育て支援事業計画****（第１次）** |  |  |  |  | **美濃市子ども・子育て支援事業計画****（第２次）** |  |  |  |  |  |

第Ⅰ章　計画策定にあたって

**４　計画の策定体制**

この計画は、庁内の関係各部署、県及び近隣市町村と協議・調整を行い、相互に連携を図りながら策定しました。また、「美濃市子ども・子育て会議」を設置し、地域の関係者の参画を得て策定しました。さらに、ニーズ調査やパブリックコメントを通して得られた、市民及び子育て支援関係者の意見を踏まえて策定しました。

### ●ニーズ調査の概要・実施状況

本市の子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な情報を得るため、市民ニーズの動向分析等行い、現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート調査を実施しました。

【調査票の種類と調査の実施方法等】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **就学前児童用調査票** | **小学生用調査票** |
| **調査対象者** |  就学前児童を持つ保護者 |  小学生を持つ保護者 |
| **標本数** |  600件 |  714件 |
| **抽出方法** | 無作為抽出 |
| **調査方法** |  郵送配布、郵送回収 |
| **調査時期** | 令和元年７月 |

【調査票の配布・回収状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **調査対象者** | **配布数** | **回収数** | **回収率** |
| **就学前児童を持つ保護者** | 600件 | 319件 | 53.2％ |
| **小学生を持つ保護者** | 714件 | 379件 | 53.1％ |

**第Ⅱ章**

**子ども・子育て家庭をとりまく現状**

第Ⅱ章　子ども・子育て家庭をとりまく現状

**１　子どもをとりまく現状**

## ①人口と子ども人口の推移

本市の人口推移を３階級別人口でみると、平成27年以降高齢者人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（０～14歳）は減少しています。

**３階級別人口の推移**

資料）住民基本台帳（各年３月31日現在）

就学前児童（０～５歳）及び小学校児童（６～11歳）もまた、平成27年以降概ね減少傾向にあります。総人口に占める児童の割合は横ばいで推移しています。

**子ども人口の推移**



資料）住民基本台帳（各年３月31日現在）

就学前児童（０～５歳）の各歳別人口推移をみると、０歳児は平成27年から減少していましたが、令和元年には121人までに増加しています。

**０～５歳児の人口推移**

資料）住民基本台帳（各年３月31日現在）

## ②子育て世帯の推移

平成17年から平成27年の子育て世帯の推移をみると、６歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少傾向にあります。

**子育て世帯の推移**

資料）国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、６歳未満の子どもがいる世帯は横ばいで、18歳未満の子どもがいる世帯は、増減しながら推移しています。子どもの年齢にかかわらず、母親と子どもからなる世帯のほうが父親と子どもからなる世帯を大きく上回っています。

**ひとり親世帯の推移**

＜６歳未満の子どもがいる世帯＞　　　　　　　　　　　＜18歳未満の子どもがいる世帯＞



資料）国勢調査

## ③女性の就業の状況

平成27年の女性の年齢別労働力率をみると、20歳代の８割以上は就労していますが、子どもの育児（子育て）期間と思われる30～34歳で労働力率は低下し、子どもの育児（子育て）期間が落ち着く頃であると思われる40歳以降から労働力率は上昇しています。

また、平成22年と比べると、すべての年齢層において労働力率は増加しています。

**女性の年齢別労働力率**

資料）国勢調査

第Ⅱ章　子ども・子育て家庭をとりまく現状

**２　ニーズ調査にみる市の現状**

## ①就学前児童と保護者のニーズ

保護者がお子さんの面倒を見られない時に、かわりに面倒をみてくれる人がいないという保護者がおよそ６％みられます。

**子どもをみてもらえる親族・知人の有無（就学前）**



平日の教育・保育事業を利用している人は77.4％です。子どもの年齢別でみると、０歳児では9.4％、１歳児では28.6％、２歳児では55.8％、３歳以上ではほぼ100％の利用率です。

事業別の内訳は、認可保育所（41.3％）、幼稚園（21.9％）、認定こども園（27.9％）となっています。

**教育・保育事業の利用状況（就学前）**



**利用している****教育・保育事業（就学前）**

平日の教育・保育事業の今後の利用希望者の割合は、認可保育所（48.9％）、幼稚園（35.4％）、認定こども園（37.6％）、幼稚園の預かり保育（16.9％）となっています。

**平日の教育・保育事業の今後の利用希望（就学前）**

母親の現在の就労状況は以下の通りです。全体では「パート・アルバイト等で就労しており、休業中ではない」が多く、35.0％を占めています。

**母親の就労状況（就学前）**



子育てに関する相談先が「いる／ある」と答えた人は95.0％ですが、4.1％の人は「いない／ない」と答えています。

主な相談先は「友人や知人」（85.8％）、「祖父母等の親族」（80.2％）などが多くみられます。

**子育てに関する相談先の有無　　　　　　　　　　気軽に相談できる相談先**



地域子育て支援拠点事業を利用している人は20.7％を占めています。

地域子育て支援拠点事業を現在利用していないが、今後利用したい人は16.3％を占めています。

**地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前）**

**地域子育て支援拠点事業の利用希望（就学前）**



長期休暇中の教育・保育事業の利用について、全体では「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」人が58.2％を占めています。

**教育・保育事業の利用希望（長期休暇中）（就学前）**

子どもが病気になった時に仕事を休んだことがある保護者で、病児・病後児保育施設等を利用したい人は29.8％です。

**病児・病後児保育の利用希望（就学前）**

育児休暇を取得した保護者は、母親が37.0％、父親が２.2％です。母親が、育児休暇取得後に職場復帰した割合は67.8％ですが、「育児休暇中に仕事をやめた」人が8.5％みられます。

**育児休暇の取得状況（就学前）**

【母親】　　　　　　　　　　　　　　　【父親】



**育児休暇取得後の職場復帰の状況（就学前）**

【母親】　　　　　　　　　　　　　　　【父親】



## ②小学生児童と保護者のニーズ

母親の現在の就労状況は以下の通りです。全体では「パート・アルバイト等で就労しており、休業中ではない」が多く、49.7％を占めています。

**母親の就労状況（小学生）**

小学校低学年における放課後の過ごし方の現状では、自宅（66.5％）が最も多く、次いで留守家庭児童教室（学童保育：38.7％）となっています。留守家庭児童教室については、現状（38.7％）よりも希望（45.2％）する割合が高くなっています。

**低学年における放課後の過ごし方（小学生）**

小学校高学年における放課後の過ごし方の現状では、自宅（87.9％）が最も多く、次いで習い事（49.3％）となっています。留守家庭児童教室の利用を希望する割合は18.1％となっています。

**高学年における放課後の過ごし方（小学生）**

子どもが病気になった時に仕事を休んだことがある保護者で、病児・病後児保育施設等を利用したい人は17.0％です。

**病児・病後児保育の利用希望（小学生）**



第Ⅱ章　子ども・子育て家庭をとりまく現状

**３　子ども数の推移**

第１次計画における子ども数の見込み（推計人口）と、実績値とを比較し、本市における子ども数の推移の状況を把握します。全体として、本市の子ども数は減少しています。０歳〜11歳までの総数では、平成29年、30年の実績が推計を下回っています。また、年齢別でみると、０～５歳の状況が全体の状況と類似しています。

**子ども数の推計値（第１次計画）と実績との比較**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 第１次計画の推計児童数 | 1,864 | 1,874 | 1,860 | 1,734 |
| ０～５歳 | 904 | 901 | 880 | 800 |
| ６～11歳 | 960 | 973 | 980 | 934 |
| 実績 | 1,869 | 1,848 | 1,799 | 1,758 |
| ０～５歳 | 892 | 848 | 801 | 800 |
| ６～11歳 | 977 | 1,000 | 998 | 958 |



**【総数】**



**【年齢別】**

第Ⅱ章　子ども・子育て家庭をとりまく現状

**４　子ども・子育て支援事業の現状**

## ①保育園の状況

令和元年の本市の認可保育園は３園であり、定員総数は280人となっています。同年の入所児童数は263人であり、入所率は93.9％です。本市では、平成28年度から認定こども園への推移を進めており、平成27年当時の保育園６園中３園が認定こども園となっています。

### ＜認可保育所＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 認可保育所数（か所） | 6 | 5 | 3 | 3 | 3 |
| 定員（人） | 500 | 370 | 280 | 280 | 280 |
| 入所児童数（人） | ０歳 | 29 | 24 | 14 | 20 | 11 |
| １歳 | 50 | 41 | 29 | 27 | 29 |
| ２歳 | 65 | 49 | 38 | 42 | 35 |
| ３歳 | 123 | 84 | 57 | 63 | 65 |
| ４歳 | 118 | 83 | 68 | 57 | 64 |
| ５歳 | 109 | 90 | 63 | 71 | 59 |
| 合計 | 494 | 371 | 269 | 280 | 263 |
| 入所率（入所数／定員） | 98.8% | 100.3% | 96.1% | 100.0% | 93.9% |
| 資料）美濃市健康福祉課（各年３月31日現在） |  |

### ＜認可外保育所＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 認可保育所数（か所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 定員（人） | 38 | 38 | 38 | 38 | 38 |
| 入所児童数（０〜５歳計） | 19 | 15 | 12 | 15 | 16 |
| 入所率（入所数／定員） | 50.0% | 39.5% | 31.6% | 39.5% | 42.1% |

資料）美濃市健康福祉課（各年３月31日現在）

## ②認定こども園の状況

本市の認定こども園は、平成28年度より１園、平成29年度より３園となっています。令和元年時点での定員総数は215人、入所児童数は206人、入所率は95.8％となっています。

### ＜認定こども園＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 認可保育所数（か所） | － | 1 | 3 | 3 | 3 |
| 定員（人） | － | 140 | 230 | 210 | 215 |
| 入所児童数（人） | ０歳 | － | 10 | 10 | 10 | 8 |
| １歳 | － | 12 | 24 | 23 | 19 |
| ２歳 | － | 23 | 31 | 33 | 24 |
| ３歳 | － | 28 | 57 | 45 | 52 |
| ４歳 | － | 40 | 45 | 54 | 46 |
| ５歳 | － | 28 | 59 | 45 | 57 |
| 合計 | － | 141 | 226 | 210 | 206 |
| 入所率（入所数／定員） | － | 100.7% | 98.3% | 100.0% | 95.8% |
| 資料）美濃市健康福祉課（各年３月31日現在） |  |

## ③幼稚園の状況

令和元年の市内の幼稚園は１園であり、定員総数は210人となっています。これに対して、美濃市の児童の市内幼稚園への通園者は89人、市外幼稚園への通園者が13人となっています。

### ＜美濃市の児童の通園状況＞



### ＜美濃市内の幼稚園の現状＞



## ④時間外保育事業

認可保育所や認定こども園で行う時間外保育については、第１次計画の提供体制をやや上回る状況で利用されています。

単位（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 計画 | 利用者数 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 |
| 施設数（か所） | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 実績 | 利用者数 | 153 | 163 | 147 | 160 | 141 |
| 施設数（か所） | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |

※令和元年は10月末までの実績

## ⑤放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業については、高学年児童の利用が見込みほど多くなく、実際の利用は計画を下回っています。（美濃市では事業の利用は４年生までですが、長期休暇中のみ５・６年生を募集しています。）

単位（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 計画 | 低学年 | 161 | 156 | 154 | 165 | 156 |
| 高学年 | 131 | 130 | 134 | 127 | 123 |
| 計 | 292 | 286 | 288 | 292 | 279 |
| 実績 | 低学年 | 169 | 164 | 201 | 188 | 184 |
| 高学年 | 29 | 43 | 29 | 43 | 38 |
| 計 | 198 | 207 | 230 | 231 | 222 |

※低学年：１～３年生　高学年：４～６年生

※令和元年は10月末までの実績

## ⑥地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の利用量は、計画の見込みを大きく上回っています。

単位（人回）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 計画 | 利用量見込み | 657 | 707 | 705 | 702 | 697 |
| 施設数（か所） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 実績 | 利用量 | 6,234 | 5,575 | 4,826 | 7,392 | 4,547 |
| 施設数（か所） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

※令和元年は10月末までの実績

## ⑦一時預かり事業（幼稚園）

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの利用は、計画の見込みを大きく上回っています。

単位（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 計画 | 延べ人数 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |
| 施設数（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | 延べ人数 | 6,300 | 5,525 | 4,830 | 4,540 | 2,640※ |
| 施設数（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

※令和元年は10月末までの実績

## ⑧一時預かり事業（幼稚園以外）

幼稚園以外の一時預かり事業の利用は、計画の見込み範囲内で利用されています。

単位（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 計画 | 延べ人数 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 |
| 実績 | 延べ人数 | 2,802 | 2,685 | 2,498 | 2,086 | 1,283※ |

※令和元年は10月末までの実績

## ⑨病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の利用量は、計画の見込み範囲内で利用されています。

単位（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 計画 | 延べ人数 | 972 | 972 | 972 | 976 | 976 |
| 施設数（か所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実績 | 延べ人数 | 13 | 14 | 9 | 5 | 6 |
| 施設数（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | １ |

※令和元年は10月末までの実績

第Ⅱ章　子ども・子育て家庭をとりまく現状

**５　子ども・子育て家庭の現状と課題**

## ①人口・世帯の状況保育園の状況

* 美濃市の人口は減少しています。年少人口（０～14歳）も減少しており、特に、０歳〜５歳の人口が減少しています。
* 子育て世帯数は減少しています。平成27年時点での子育て世帯数は1,650世帯です。
* ひとり親世帯数は概ね横ばいの現状です。平成27年時点では、父親と子どもからなる世帯が13世帯、母親と子どもからなる世帯が68世帯です。また、６歳未満の子どもがいるひとり親世帯は12世帯（母親と子どもからなる世帯）です。

## ②就学前児童の現状とニーズ

* 保護者がお子さんの面倒を見られない時に、かわりに面倒をみてくれる人がいない家庭は６％です。
* 教育・保育事業を利用している人は77.4％です。０歳児で利用している人は9.4％、１歳児では28.6％、２歳児では55.8％となっています。
* 現在利用している教育・保育事業は、「認可保育所」（41.3％）、「認定こども園」（27.9％）、「幼稚園」（21.9％）などが中心です。今後利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」（48.9％）、「認定こども園」（37.6％）、「幼稚園」（35.4％）であり、これらに次いで「幼稚園の預かり保育」（16.9％）となっています。これらはいずれも、現在の利用率よりも高く、潜在的なニーズがあるものと考えられます。
* 子育てに関する相談先が「いない／ない」とする人が4.1％みられます。
* 地域子育て支援拠点事業を利用している人は20.7％です。
* 病児・病後児保育の利用を希望する人は29.8％です。
* 育児休暇を取得した保護者は、母親が37.0％、父親が2.2％です。また、休暇取得後の職場復帰率は、父親が100％、母親が67.8％となっています。

## ③小学生児童の現状とニーズ

* 低学年における放課後の過ごし方は「自宅」（66.5％）が多く、「留守家庭児童教室」（38.7％）が続きます。留守家庭児童教室については、今後の利用希望（45.2％）が現状を上回っています。
* 高学年における放課後の過ごし方は「自宅」（87.9％）が多く、「留守家庭児童教室」（8.8％）はわずかです。留守家庭児童教室の今後の利用希望は18.1％です。
* 病児・病後児保育の利用を希望する人は17.0％です。

## ④子ども・子育て支援事業の利用状況

* 幼稚園、認定こども園、保育園ともに、提供体制の範囲内で各サービスが利用されています。
* 地域子ども・子育て支援事業のうち、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業（幼稚園以外）などは、計画の範囲内で利用されています。
* 放課後児童健全育成事業については、低学年児童の利用は見込みを上回っていますが、高学年児童の利用が見込みよりも少ない状態です。（現在、５・６年生については長期休暇中のみ利用を募集しています。）

## ⑤考えられる課題等

* 保護者が面倒を見られないときの支援をするために、ファミリー・サポートや一時預かりなどが利用できるように周知をする必要があります。さらに、利用しやすい体制づくりが必要と考えられます。（６％程度のお子さんは、面倒をみてもらえる親族、知人がない状態）
* 幼稚園、幼稚園の一時預かり、認定こども園などの今後の利用ニーズが高いものと考えられます。幼稚園、認定こども園が円滑に事業を行えるよう、保育教諭の確保を進めていき、ニーズに対応できるよう、提供体制の確保が必要と考えられます。
* 子どもが病気になった場合の病児・病後児保育については、必要時にかかる人員確保など難しい点もありますが、利用しやすい体制を整えるとともに提供体制の確保が必要と考えられます。
* 留守家庭児童教室（学童保育）においては、引き続き低学年への提供体制の充実を図ります。5・6年生への利用については、場所の確保等が難しく、今現在は長期休暇のみの対応になりますが、ニーズはあることから場所を考える必要があります。
* 働き方改革が進む中、女性には結婚・出産・子育てなど様々なライフステージがあり、ライフステージの変化とともに労働環境を変えなければなりません。女性がキャリア形成をするためには、配偶者である夫の協力体制は必須であり、男性の育児休暇取得率の低さや、女性の休暇後の離職の現状等を踏まえ、企業等への理解を得られるようにしていく必要があります。

**第Ⅲ章**

**計画の基本的な考え方**

第Ⅲ章　計画の基本的な考え方

**１　計画の基本理念**

**親と子の未来をつなごう　みんなで子育て**

美濃市子ども・子育て支援事業計画では、みんなで子育てをしながら、子どもの幸せ、親の幸せ、地域の幸せをめざして関連施策に取り組むという考え方から、「親と子の未来をつなごう　みんなで子育て」を基本理念としてきました。

また、子ども・子育て支援法では、子育てにおける第一義的責任は父母その他の保護者にあるとしながら、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野の構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことを基本理念としています。

本計画においても、みんなで子育てをしていくことを通じて、子どもの幸せ、親の幸せ、地域の幸せをめざしていくという考え方を継承し、前回同様、「親と子の未来をつなごう　みんなで子育て」を基本理念とします。

第Ⅲ章　計画の基本的な考え方

**２　計画の基本目標と体系**

本計画では、保護者の子育て支援の視点と、子どもの最善の利益を守る視点の２つに着目し、以下の２つの基本目標を掲げます。

## １　子育てしやすい美濃市をつくる

子ども・子育て支援事業の充実を中心に、子育て中の親が安心して子どもを育てられる支援の充実をめざします。さらに、親が子育てについて必要な知識を得ることができるよう支援するとともに、仕事と子育ての両立のための支援、ひとり親家庭への支援の充実も含めて、子育てしやすい美濃市の実現をめざします。

## ２　子どもの権利が守られる美濃市をつくる

「子どもの最善の利益」を守る視点から、子どもの健全な成長と発達を支える美濃市をめざします。すべての市民が子どもの権利を正しく理解することを基本に、児童虐待の防止、社会的養護施策との連携強化、障がい児施策の充実、いじめ予防対策の充実、子どもの貧困への取組など、子どもの成長を阻害する諸要因の解消等に取組みます。

**＜計画の体系＞**

２つの基本目標を柱とし、その下に12の施策の方向を掲げます。

**施策の方向**

**基本目標**

**1 子育てしやすい**

**美濃市をつくる**

**①子ども・子育て支援事業の充実**

**②多様なニーズを踏まえた子育て支援の充実**

**③子育て相談や専門的な知識に関する情報提供の充実**

**④ひとり親家庭への支援の充実**

**⑤仕事と子育ての両立のための支援**

**⑥「みんなで子育て」の実践**

**２子どもの権利が**

**守られる**

**美濃市をつくる**

**⑦子どもの権利についての正しい知識の普及**

**⑧児童虐待防止対策の充実**

**⑨社会的養護施策との連携強化**

**⑩障がい児施策の充実**

**⑪いじめや不登校を予防する取組みの充実**

**⑫子どもの貧困対策**

第Ⅲ章　計画の基本的な考え方

**３　教育・保育の提供区域**

本市の「教育・保育提供区域」の設定については、前計画の策定時において、本市の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた圏域設定を検討しました。その結果、前計画では、地域型保育事業の認可の際の受給調整の判断基準や地域子育て支援事業の提供区域を踏まえ、全市域を１区域として設定しました。

本計画においても、引き続き全市域を１区域として設定します。

**第Ⅳ章**

**子ども・子育て支援施策の方向性**

第Ⅳ章　子ども・子育て支援施策の方向性

**１　子育てしやすい美濃市をつくる**

**①子ども・子育て支援事業の充実**

子どもの最善の利益を実現する視点から、子どもの健全な成長に必要な教育・保育の各事業の充実を図り、提供体制を確保します。

**<施設型給付の提供体制の確保>**

子ども・子育て支援事業の施設型給付の対象となる幼稚園、保育所、認定こども園の提供体制については、子どもの人数や保護者の就労等のニーズを踏まえて、必要な提供体制を確保します。

**教育・保育事業の実施目標は、**

**「第Ⅴ章の２」（P.45）に記載しています。**

**＜教育・保育の一体的提供の推進＞**

幼児期の教育・保育の一体的な提供を進めるため、本市ではこれまでも認定こども園への移行を進めてきました。今後も、既存の幼稚園等について、認定こども園への移行を推進します。

**教育・保育事業の実施目標は、**

**「第Ⅴ章の２」（P.45）に記載しています。**

**②多様なニーズを踏まえた子育て支援の充実**

子育て中の親の多様なニーズにこたえられるよう、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業などの地域子ども子育て支援事業の充実を図り、サービスの提供体制を確保します。また、子育て中の外国人世帯などの多様なニーズ等を踏まえて、全ての市民の子育て支援を充実します。

**「地域子ども子育て支援事業」の実施目標は、**

**「第Ⅴ章の３」（P.47）に記載しています。**

**③子育て相談や専門的な知識に関する情報提供の充実**

「子育て世代包括支援センター」の設置などにより、子育て中の保護者が孤立することなく交流でき、子育てに関する様々な悩み事を相談できる支援環境を整備します。また、乳児家庭全戸訪問事業などを通じて、保護者が子育てに関する知識を身につけることができるよう支援します。さらに、外国人・障がい児・LGBT等、多様な世帯への支援ができるよう、サービスを充実します。

**「地域子育て支援拠点事業」の実施目標は、**

**「第Ⅴ章の３-4」（P.48）に記載しています。**

**「利用者支援事業」の実施目標は、**

**「第Ⅴ章の３-９」（P.51）に記載しています。**

**「乳児家庭全戸訪問事業」の実施目標は、**

**「第Ⅴ章の３-11」（P.52）に記載しています。**

**「養育支援訪問事業」の実施目標は、**

**「第Ⅴ章の３-12」（P.52）に記載しています。**

**④ひとり親家庭への支援の充実**

ひとり親家庭の子どもの健全な成長を支えるため、関連機関等との連携を強化して必要な支援を行います。母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本指針や県が策定する自立促進計画の定めるところにより、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保や経済的支援などの総合的な支援を行います。

**⑤仕事と子育ての両立のための支援**

働き方改革が進む中、女性には結婚・出産・子育てなど様々なライフステージがあり、ライフステージの変化とともに労働環境を変えなければなりません。女性がキャリア形成をするためには、配偶者である夫の協力体制は必須であり、男性の育児休暇取得率の低さや、女性の休暇後の離職の現状等を踏まえ、企業等への理解を得られるよう支援を行います。

**⑥「みんなで子育て」の実践**

地域の子どもを地域ぐるみで育てる意識を育むとともに、子育て中の親どうしが交流し、仲間をつくって一緒に子育てができるようにしていくことで、親の孤立を予防するなど、地域社会全体で子どもを育て、子どもを守る取り組みを充実します。

第Ⅳ章　子ども・子育て支援施策の方向性

**２　子どもの権利が守られる**

**美濃市をつくる**

**⑦子どもの権利についての正しい知識の普及**

「子どもの最善の利益」として、子どもの生存と発達を保障できる環境を実現するため、保護者をはじめ、子どもをとりまく地域住民が、子どもの権利についての正しい知識を持ち、地域で子どもを育てることの大切さへの理解を深めることができるよう啓発します。

**⑧児童虐待防止対策の充実**

乳幼児健康診査における支援をはじめ、健診未受診者へのフォロー訪問、乳児家庭全戸訪問事業、地域の医療機関との連携などを通じて、支援を必要とする世帯を早期に把握し、適切な支援につなげます。

また、早期介入が必要とされるケース等に適切に対応するため、児童相談所等の関係機関との連携を強化します。

また、児童虐待防止に関する知識の普及・啓発を図るため、講演会や情報提供など、保護者の学習する機会の充実を図ります。

**「乳児家庭全戸訪問事業」の実施目標は、**

**「第Ⅴ章の３-11」（P.52）に記載しています。**

**⑨社会的養護施策との連携強化**

「子ども家庭総合支援拠点」の設置をめざすとともに、学校や地域等の関係者、県等の関係機関等との連携を強化して、社会的養護を必要とする子どもにとって最適な支援が行われるよう配慮します。

また、「要保護児童対策協議会」については、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜開催して機能強化を図ります。

**⑩障がい児施策の充実**

障がいを早期に発見し、発達段階に応じた切れ目のない支援を提供するため、母子保健事業を充実するとともに、ひばり園をはじめ関係機関との連携を強化します。

また、幼稚園、保育園、認定こども園における障がい児の受け入れを促進するため、施設及び職員体制の充実等に努めます。

**⑪いじめや不登校を予防する取組みの充実**

児童生徒が安心して学校に通うことができるよう、教育委員会と連携して学校風土の改善に取り組み、いじめや不登校などの問題が起きにくい学校づくりを進めます。

**⑫子どもの貧困対策**

生まれた家庭の経済的な格差が子どもの成長や発達に影響することが無いよう、本市における子どもの貧困に関する実態把握を行い、適切な支援を行います。

**＜教育の支援＞**

貧困状態にある子どもが、適切な教育を受けることを通じて、子ども自身の将来の可能性を切り拓いていくことができるよう支援します。

**＜生活の支援＞**

貧困状況にある子どもが、社会的に孤立して必要な支援が受けられないという状態にならないよう、相談事業の充実を図ります。また、低所得者世帯の保護者は、子どもと過ごす時間が短くなる傾向があり、子どもの生活習慣の体得等に影響することが懸念されるため、保護者のワーク・ライフ・バランスの改善を支援します。

**＜保護者に対する就労支援＞**

関係機関と連携し、低所得者世帯の保護者に対する職業訓練などの支援を通じて、保護者の自立促進や就労を支援します。

**＜経済的支援＞**

各種手当などを通じて、低所得者世帯への経済的支援を行います。

**第Ⅴ章**

**各事業の量の見込みと確保方策**

第Ⅴ章　各事業の量の見込みと確保方策

**１　教育・保育の量の見込みの算出方法**

## １－１　量の見込みの算出方法

平成26年１月に国が示した基本指針（市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き）及びワークシートを基に、事業計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定します。

量の見込み算出には、「令和元年度に実施したニーズ調査結果・生活状況調査結果」及び「計画期間内の推計児童人口」のデータを使用します。

量の見込み算出の基本的な手順は以下に示すとおりです。

**図表　量の見込み算出の基本手順概要**

各年家庭類型別人口の算出

サービス別利用希望率

量の見込み

潜在家庭類型構成比

各年推計児童人口

**×**

## １－２　家族類型

父母の有無及び父母の就労状況から、子育て家庭をタイプＡからタイプＦの８種類に分類し、類型ごとの人数・構成比を算出します。

家庭類型は、“現在の家庭類型”と、母親の今後の就労意向を反映させた“潜在的な家庭類型”の２通りを求めます。

図表　家庭類型の種類

|  |  |
| --- | --- |
| タイプ | 父母の有無と就労状況※１ |
| タイプＡ | ひとり親家庭（母子家庭または父子家庭） |
| タイプＢ | フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭） |
| タイプＣ | フルタイム・パートタイム共働き家庭（パートタイムの就労時間：月120時間以上 ＋ 下限時間※２～120時間の一部） |
| タイプＣ‘ | フルタイム・パートタイム共働き家庭＜パート就労時間・短＞（パートタイムの就労時間：月下限時間未満 ＋ 下限時間～120時間の一部） |
| タイプＤ | 専業主婦（夫）家庭 |
| タイプＥ | パートタイム共働き家庭（就労時間：月120時間以上 ＋ 下限時間～120時間の一部） |
| タイプＥ‘ | パートタイム共働き家庭＜就労時間・短＞（就労時間：月下限時間未満 ＋ 下限時間～120時間の一部） |
| タイプＦ | 無業の家庭（両親とも無職の家庭） |

※1　現在産休・育休・介護休業中の方も「就労している」とみなして分類しています。

※2　「下限時間」とは、各自治体における保育の必要性の下限時間です（美濃市は60時間以上と設定）。

美濃市における現在の家庭類型と潜在家庭類型の構成比を比較すると、「タイプＤ（専業主婦（夫）家庭）」における現在と潜在との割合の差が、母親の就労意向（無業からの就労希望）を反映して大きくなっています。また、子どもの年齢（学齢）※３別にみると、０歳及び１・２歳で、「タイプＣ（フルタイム・パートタイム共働き家庭）」における現在と潜在との差が、３歳以上と比べて大きくなっています。

なお、「タイプＥ‘（パートタイム共働き家庭＜就労時間・短＞）」については、今回の就学前児童ニーズ調査では現在・潜在ともに該当する家庭がありませんでした。

※3　量の見込みの算出においては、就学前児童ニーズ調査の対象のすべての子どもを学齢（平成30年４月基準）０歳～５歳に分類してニーズ量を集計しています。

図表　現在の家庭類型と潜在家庭類型との比較

■全体（０歳～就学前）　　　　　　　　　　■０歳



■１・２歳　　　　　　　　　　　　　　　　■３歳～就学前



## １－３　認定区分

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなっています。子どもの年齢と保育の必要性に基づいて、１・２・３号認定に区分します。

１号認定は３～５歳児で「保育を必要とせず、教育のみを必要とする」子ども、２号認定は３～５歳児で「保育を必要とする」子ども、３号認定は０～２歳児で「保育を必要とする」子どもに対応しています。

図表　認定区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 保育の必要性あり | 保育の必要性なし |
| ０～２歳児 | **３号認定** |  |
| 保育標準時間利用（11時間） | 保育短時間利用（８時間） |
| ３～５歳児 | **２号認定** | **１号認定** |
| 保育標準時間利用（11時間） | 保育短時間利用（８時間） | 教育標準時間利用（４時間） |

**１－４　子ども数の将来推計**

コーホート要因法※を用いて、美濃市の人口推計を行い、就学前児童及び小学生児童の各歳別の推計人口を求めました。

※コーホート要因法：各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という２つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

図表　計画期間の推計人口（０歳～11歳）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ０歳 | 106 | 102 | 98 | 94 | 90 |
| １歳 | 126 | 111 | 107 | 103 | 99 |
| ２歳 | 122 | 130 | 114 | 110 | 106 |
| ３歳 | 126 | 125 | 134 | 117 | 113 |
| ４歳 | 141 | 128 | 127 | 136 | 119 |
| ５歳 | 154 | 143 | 129 | 128 | 137 |
| ６歳 | 146 | 154 | 143 | 129 | 128 |
| ７歳 | 145 | 147 | 155 | 144 | 130 |
| ８歳 | 173 | 145 | 148 | 156 | 144 |
| ９歳 | 169 | 172 | 144 | 147 | 154 |
| 10歳 | 149 | 167 | 170 | 143 | 146 |
| 11歳 | 151 | 150 | 168 | 171 | 144 |
| 合計 | 1,708 | 1,674 | 1,637 | 1,578 | 1,510 |

第Ⅴ章　各事業の量の見込みと確保方策

**２　教育・保育の量の見込みと確保方策**

**２－１　教育・保育量（平日日中の教育・保育）**

教育・保育量の見込み及び確保方策は以下の通りです。

**（１）幼稚園利用分（幼稚園・認定こども園）**

表　量の見込みと確保の内容（幼稚園）　　　　　　　　　　　　　　　　（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 量の見込み | １号 | ３～５歳 | 74 | 70 | 69 | 67 | 65 |
| ２号 | 43 | 40 | 40 | 39 | 38 |
| 計 | 117 | 110 | 109 | 106 | 103 |
| 確保の内容 | １号２号 | ３～５歳 | 210 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 認定こども園 | 37 | 117 | 117 | 117 | 117 |
| 計 | 247 | 117 | 117 | 117 | 117 |
| 差※ | 130 | 7 | 8 | 11 | 14 |

※　差：確保の内容－量の見込み

**＜確保策＞**

* 令和２年度においては、幼稚園１園（定員210人）に加えて認定こども園３園（１号定員37人）により、提供体制を確保します。
* 令和３年度以降については、幼稚園の認定こども園への移行により、幼稚園定員210人が0となり、新たな認定こども園１園（１号定員80人）を加えた認定こども園４園（１号定員117人）により、提供体制を確保します。

**（２）保育園利用分（保育園・認定こども園）**

表　量の見込みと確保の内容（保育園）　　　　　　　　　　　　　　　　（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 量の見込み | ２号 | ３～５歳 | 291 | 275 | 273 | 267 | 260 |
| ３号 | ０歳児 | 26 | 28 | 27 | 26 | 25 |
| １～２歳 | 112 | 109 | 101 | 98 | 95 |
| 計 | 429 | 412 | 401 | 391 | 380 |
| 確保の内容 | 施設型保育 | ２号 | ３～５歳 | 319 | 334 | 334 | 334 | 334 |
| ３号 | ０歳児 | 24 | 31 | 31 | 31 | 31 |
| １～２歳 | 118 | 133 | 133 | 133 | 133 |
| 計 | 461 | 498 | 498 | 498 | 498 |
| 地域型保育 | ２号 | ３～５歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ３号 | ０歳児 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| １～２歳 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 差※ | ２号 | ３～５歳 | 28 | 59 | 61 | 67 | 74 |
| ３号 | ０歳児 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| １～２歳 | 21 | 24 | 32 | 35 | 38 |
| 計 | 51 | 86 | 97 | 107 | 118 |

※差：確保の内容－量の見込み

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ３号　０～２歳 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 利用定員数（人） | 161 | 164 | 164 | 164 | 164 |
| 保育利用率（％） | 45.5％ | 47.8％ | 51.4％ | 53.4％ | 55.6％ |

**＜確保策＞**

* 令和２年度については、現在の保育園３園（定員280人）、認定こども園３園（２・３号定員178人）により、458人の定員を維持します。
* 令和３年度以降については、新規移行が見込まれる認定こども園１園（２・３号定員40人）を加えた498人の定員を確保します。

第Ⅴ章　各事業の量の見込みと確保方策

# ３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

**３－１　時間外保育事業**

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

表　量の見込みと確保の内容（時間外保育）　　　　　　　　　　　　　　（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 |
| ②確保の内容 | 人　　数 | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 |
| 施設数（か所） | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 延べ人数 | 2,108 | 2,775 | 2,446 | 2,767 | 1,913 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**＜確保策＞**

* 保護者の利用希望を踏まえて、必要な体制を確保します。

**３－２　放課後児童健全育成事業**

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

表　量の見込みと確保の内容（放課後児童健全育成事業）　　　　　　　　　（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 低学年 | 212 | 212 | 209 | 200 | 191 |
| 高学年 | 64 | 63 | 63 | 60 | 57 |
| 計 | 276 | 275 | 272 | 260 | 248 |
| ②確保の内容 | 児童数 | 320 | 320 | 320 | 320 | 320 |
| 施設数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 差（②－①） | 44 | 45 | 48 | 60 | 72 |

**＜確保策＞**

* 現在の体制を継続します。

**３－３　子育て短期支援事業（ショートステイ）**

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

表　量の見込みと確保の内容（子育て短期支援事業）　　　　　　　　　　（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保の内容 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**＜確保策＞**

* 現在は未実施ですが、利用の必要性を加味して提供体制の確保を検討します。

**３－4　地域子育て支援拠点事業**

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

表　量の見込みと確保の内容（地域子育て支援拠点）　　　　（人回）※年間換算

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 883 | 856 | 796 | 766 | 736 |
| ②確保の内容 | 利用延人数 | 883 | 856 | 796 | 766 | 736 |
| 施設数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**＜確保策＞**

* 地域子育て支援拠点は、本市の旧中学校区にあたる３か所に設置しています。今後も、市民にとって利用しやすい体制を維持していきます。

**３－５　一時預かり事業（幼稚園）**

通常の教育時間の前後や長期休暇期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

表　量の見込みと確保の内容（一時預かり事業：幼稚園）　　　　　　　　　（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 3,990 | 3,909 | 3,850 | 3,761 | 3,642 |
|  | １号認定による利用 | 468 | 440 | 434 | 424 | 410 |
|  | ２号認定による利用 | 3,522 | 3,468 | 3,416 | 3,337 | 3,232 |
| ②確保の内容 | 利用延人数 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |
| 施設数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差（②－①） | 10 | 91 | 150 | 239 | 358 |

**＜確保策＞**

* 利用希望を踏まえて、提供体制を確保します。

**３－６　一時預かり事業（幼稚園以外）**

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

表　量の見込みと確保の内容（一時預かり事業：幼稚園以外）　　　　　　（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 4,601 | 4,393 | 4,204 | 4,076 | 3,933 |
| ②確保の内容 | 一時預かり | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 |
| ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |
| 計 | 4,700 | 4,700 | 4,700 | 4,700 | 4,700 |
| 差（②－①） | 99 | 307 | 496 | 624 | 767 |

**＜確保策＞**

* 利用希望を踏まえて、提供体制を確保します。

**３－７　病児・病後児保育事業**

保護者が、就労等の理由により、病気や病気回復期の児童を保育できない場合に保育施設で児童を預かる事業です。

表　量の見込みと確保の内容（病児・病後児保育事業）　　　　　　　　　（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 310 | 296 | 284 | 275 | 266 |
| ②確保の内容 | 488 | 488 | 488 | 488 | 488 |
| 差（②－①） | 178 | 192 | 204 | 213 | 222 |

**＜確保策＞**

* 利用希望を踏まえて、提供体制を確保します。
* 今後は事業のより一層の周知を図るとともに、ニーズに対応できるよう継続実施していきます。

**３－８　子育て援助活動支援事業**

**（ファミリー・サポート・センター事業）**

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的、臨時的に有償で子どもを自宅等で預かる相互援助活動組織です。依頼会員は、概ね小学校６年生までの子どもを持つ保護者としています。

表　量の見込みと確保の内容（子育て援助活動支援事業）　　　　　　　　（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 低学年 | 361 | 347 | 347 | 334 | 313 |
| 高学年 | 183 | 190 | 188 | 180 | 173 |
| 計 | 544 | 538 | 535 | 514 | 486 |
| ②確保の内容 | 544 | 538 | 535 | 514 | 486 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**＜確保策＞**

* 現状では、市内での個人での利用はほとんどありませんが、今後の利用希望を踏まえて、提供体制を確保します。
* 今後は事業のより一層の周知を図るとともに、ニーズに対応できるよう継続実施していきます。

**３－９　利用者支援事業**

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

表　量の見込みと確保の内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（か所）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保の内容 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**＜確保策＞**

* 現状では実施していませんが、今後の利用希望を踏まえて、提供体制を確保します。
* 子育て世代包括支援センターを設置し、提供体制を確保します。

**３－10　妊婦に対する健康診査**

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

表　量の見込みと確保の内容（妊婦に対する健康診査）　　　　　　　　（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 1,300 | 1,300 | 1,250 | 1,250 | 1,200 |
| ②確保の内容 | 1,300 | 1,300 | 1,250 | 1,250 | 1,200 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**＜確保策＞**

* 受診率100％をめざして、必要な職員の確保等、提供体制を確保します。

**３－11　乳児家庭全戸訪問事業**

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげる事業です。

表　量の見込みと確保の内容（乳児家庭全戸訪問事業）　　　　　　　　（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 110 | 110 | 105 | 105 | 100 |
| ②確保の内容 | 110 | 110 | 105 | 105 | 100 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**＜確保策＞**

* 訪問率100％をめざして、必要な職員の確保等、提供体制を確保します。

**３－12　養育支援訪問事業**

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

表　量の見込みと確保の内容（養育支援訪問事業）　　　　　　　　　　（人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保の内容 | 0 | 0 | 0 | 0 | 　0 |
| 差（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**＜確保策＞**

* 現状では実施していませんが、今後の利用希望を踏まえて、提供体制を確保します。

**３－13　実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成したり、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用者に対して副食材料費について負担減免を行います。

対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案した上で、事業実施について検討していきます。

第Ⅴ章　各事業の量の見込みと確保方策

# ４　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月より開始した子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保育の提供に替えることを基本とする一方、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、状況に応じた給付方法について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携して実施していきます。

**第Ⅵ章**

**計画の推進に向けて**

第Ⅵ章　計画の推進に向けて

**１　計画の推進体制**

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進してものです。

本市に関わるすべての人々が、お互いを尊重しながらその能力を最大限に発揮し、「協働」により課題の解決に取り組む施策や事業を推進します。こうした取組を進めるため、情報公開を進めるとともに、双方向での情報交流や効果的な情報の発信に取り組みます。

地域での取り組みと市全域での取り組みが互いに補完しあうとともに、それぞれの強みを活かした取り組みを推進することで、本市の子ども・子育て支援がより充実したものとなっていくよう、計画を推進します。

第Ⅵ章　計画の推進に向けて

**２　計画の進行管理**

計画推進にあたっては、社会福祉協議会等の関連団体やＮＰＯ、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

第Ⅵ章　計画の推進に向けて

**３　計画の点検・評価**

計画に記載した各事業の提供体制の確保についての状況把握を行うとともに、基本理念の達成についての検証を行い、計画の見直しや施策の改善につなげるための評価を行います。

評価結果を踏まえて、必要に応じて施策の改善や計画の見直し等を行います。